



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 事業の認定（用地課）…………… 1
- 基本測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・3件（中小企業支援課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（物品管理課）…………… 4
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部科学捜査研究所）…………… 5

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・2件…………… 6
- 公示送達…………… 7
- 公示による通知…………… 7

告 示

沖縄県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市上区西地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年1月29日から同年2月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第20号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 起業者の名称 沖縄市

2 事業の種類 (仮称)美里中学校区児童館整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 沖縄市宇登川西原地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

(仮称)美里中学校区児童館整備事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体である沖縄市が事業主体となって、起業地内に、児童館を建設する事業であり、当該施設は法第3条第23号に掲げる社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である沖縄市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

児童館は、子どもに健全な遊びを与え、心身の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とした施設である。

沖縄市では、第5次沖縄市総合計画において、子どもの居場所づくりの推進を施策として掲げ、その実現のために児童館の計画的な整備に取り組むこととしている。また、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき策定した沖縄市子ども・子育て支援事業計画では、児童館を子どもの居場所づくりの拠点として位置付け、児童館の整備を進めるために策定した沖縄市児童館整備計画において、1中学校区に1か所の児童館を整備することとしている。

起業地の存する美里中学校区においては、市内で最も校区の範囲が広く、児童・生徒数の多い中学校区となっているが、児童館が設置されておらず、新たに児童館の整備を進める中学校区として最も優先度が高い中学校区となっている。

このような状況に対応するため、本件事業は計画されたものであり、本件事業の施行により、子どもの居場所が確保されるとともに、健全な遊びを通して自主性や創造性を養うことで、子どもの健全な育成に寄与するものである。また、子育てに関する相談の場や機会の提供により、地域における子育て支援の充実に資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、小学校からの距離及び子どもの動線を勘案して、北美小学校周辺を中心に、本件事業に必要な面積が確保できること、土地利用の容易性及び経済性の観点から7案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、第5次沖縄市総合計画、沖縄市子ども・子育て支援事業計画及び沖縄市児童館整備計画に基づいた事業である。また、起業地の存する美里中学校区には児童館が整備されていない。

本件事業については、起業地が存する登川自治会の自治会長から早期整備の要望書が沖縄市長宛て提出されている。

このような状況から本件事業を早期に施行する必要性がある。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 沖縄市こどものまち推進部こども企画課

沖縄県告示第21号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 うるま市、南城市、伊江村、座間味村及び伊平屋村地内
- 2 基本測量を実施する期間 令和6年2月1日から同年9月30日まで
- 3 作業種類 基本測量（水準測量）

沖縄県告示第22号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字福里地内、字保良七俣地内、字新城福嶺地内及び伊良部字長浜地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年8月10日から令和6年2月5日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテうるま店 うるま市字塩屋浜原502番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 梅田圭
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年1月26日から同年2月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー石垣シティ 石垣市字真栄里301番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 新城健太郎、有限会社田城商事 石垣市字真栄里853番地3 代表取締役 田場祥浩
- 3 法第8条第1項の規定による石垣市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年1月26日から同年2月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー石垣シティ 石垣市字真栄里301番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 新城 健太郎、有限会社田城商事 石垣市字真栄里853番地3 代表取締役 田場 祥浩
- 3 法第8条第1項の規定による石垣市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年1月26日から同年2月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月17日 沖縄県指令土第362号、令和5年10月30日 沖縄県指令土第798号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市宮里七丁目1455番22ほか21番
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路、下水道
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦
- 5 検査済証番号 令和5年11月14日 第4905号
- 6 工事完了年月日 令和5年10月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 プラグインハイブリッド自動車 11台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局物品管理課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年12月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄トヨタ自動車株式会社 代表取締役 野原朝昌 浦添市勢理客四丁目18番1号
- 5 落札金額 47,160,910円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年10月24日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年1月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 X線マイクロアナライザー（走査型電子顕微鏡システム）の貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年11月20日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社琉球リース 代表取締役 中川通男 那覇市久茂地1丁目7番1号
- 5 契約金額 37,656,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和5年沖縄県選挙管理委員会告示第14号は、廃止する。

令和6年1月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,520
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,997
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数

名護市選挙区	16,924
うるま市選挙区	33,202
沖縄市選挙区	37,409
宜野湾市選挙区	26,244
浦添市選挙区	30,499
那覇市・南部離島選挙区	88,644
豊見城市選挙区	16,940
島尻・南城市選挙区	35,980
糸満市選挙区	16,189
宮古島市選挙区	15,377
石垣市選挙区	14,864
国頭郡選挙区	18,027
中頭郡選挙区	41,696

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第1号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年1月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
中頭郡北谷町字北前安仁屋原	370番1	雑種地	407	407.00	407.00

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
株式会社喜友名コーポレーション 代表取締役 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目7番28号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫 代表理事 金城馨	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 令和2年4月30日第8048号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年12月15日

沖縄県収用委員会告示第2号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和6年1月26日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する普天間飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市愛知一丁目	172番1	雑種地	246	246.08	246.08

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
株式会社喜友名興産 代表取締役 喜友名一郎	沖縄市園田三丁目11番48号1F

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫 代表理事 金城馨	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 令和2年4月30日第8048号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年12月15日

沖縄県収用委員会告示第3号

収用しようとする土地 西原町字幸地下千増507番2
 土地所有者 不明 ただし、登記名人亡翁長政市の相続人
 相続人のうち判明している者
 澤岬初恵 住所不明 ただし、所在調査による外務省領事局回答の住所 ブラジル国サンパウロ州サント
 アンドレ市ヴィラ・アウジーラ トラベッサ・パードレ・ナバロ通り41
 土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当
 収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管している
 ので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業1・5・1号幸地インター線裁決申請等事件その1に係る令和5年12月15日付
 け裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和6年2月16日をもってその書類の通知があったものとみなさ
 れます。

令和6年1月26日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第4号

使用しようとする土地 宜野湾市字大謝名東原994番2
 土地所有者 嶺井久美子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、北中城村字島袋508番地2
 土地所有者 藤村諒 アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・プエンテエウリタ通り601
 土地所有者 清水直之 ブルガリア共和国サモコフ市イスクル通り4
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国に
 おける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第14
 0号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記
 の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課

内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

普天間飛行場その2に係る令和5年10月12日付け審理の開催についての通知書

(注意) 上記書類を受領しないときは、令和6年2月16日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和6年1月26日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---